

平成29年度答申第2号

平成30年 3月27日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の非開示決定に対する審査請求について（答申）

平成29年11月6日付け松福介第1139号をもって諮問のあった「平成29年7月12日付け松福介第527号で行った非開示決定に対する審査請求」について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、松戸市長（以下「処分庁」という。）が行った非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求人による審査請求の趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、調査報告書のすべてを開示するよう求める。

#### (2) 審査請求の経過

ア 平成29年6月13日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定により、本件公文書の開示請求をした。

イ 平成29年7月12日付け松福介第527号で、処分庁は、条例11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第10条第2項の規定により、本件処分をした。

ウ 平成29年9月29日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として、処分庁に対し、審査請求をした。

### 3 審査請求人の主張

本件処分に対する審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

処分庁が、平成29年7月12日付け松福介第527号で行った「義母特養老人〇〇〇〇中足骨折の件、情報を提供（カルテ等）故意の疑いあり、市が業務上、収集した情報で作成された調査報告書」の不存在を理由とした本

件処分を取り消し、調査報告書のすべてを開示するよう求める。

過去、処分庁から何度か文書は開示されたが、上記文書はない。

義母と私は、市の対応により不利益を被り、今日に至っても真相究明ができていない。

審査請求人は、そのほか、市、県、事業所等とのやり取りの経過、介護保険制度に係る意見等を主張している。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件開示請求において、平成23年〇月〇日、〇〇〇〇（以下「本件施設」という。）で審査請求人の義母である〇〇〇〇氏が骨折した件（以下「本件事故」という。）について、その関係書類の開示を求めている。
- (2) ところで、短期入所生活介護において介護サービスの提供をしている間に事故が発生した場合、事業者は、市に対し、連絡を行うこととされている（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）第168条において準用する第40条）。そして、事業所の居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、立ち入り調査等を実施することができる（介護保険法（平成9年法律第123号）第76条第1項等）。
- (3) 本件事故に伴い、処分庁は、平成23年〇月〇日、本件施設から事故報告書を受領した。当該報告書は、平成25年〇月〇〇日付けの審査請求人の夫である〇〇〇〇氏からの開示請求に対する平成25年〇月〇日付け松福介第〇号による一部開示決定により、開示したところである。審査請求人も、当該事故報告書の写しを既に保有していることから、本件開示請求においては対象文書から除外している。

さらに、本件事故に関しては、本件施設の指定権者である千葉県知事が、平成26年〇月〇日、事故報告の内容についての調査及び運営の指導を行うため、監査を実施している（介護保険法第76条第1項及び第115条の7第1項）。しかし、当該監査に伴い作成された文書は、処分庁で保有するものではない。なお、平成27年〇月〇日付けの審査請求人から千葉県知事に対する開示請求により、既に関示されているとのことである。

(4) 審査請求人は、独自に関示請求の対象となる文書を想定し、当該文書について追加の開示を求めている。しかし、処分庁においては、上記以外に本件事故に関する文書を作成し、又は取得した経緯はなく、他に処分庁として文書により記録すべき特段の根拠もない。

(5) したがって、本件事故に関して処分庁が保有する文書は、既に関示した文書以外はなく、本件開示請求の対象となる文書は存在しない。

(6) 審査請求人のその余の主張について

条例第12条に基づく本件審査請求は、個人情報開示請求に対する非開示決定に関しての不服を申し立てるべきものであるから、審査請求人の本件事故に関する市、県、事業所及び市議会議員に対する意見等については、取り上げることはできない。

## 5 審議会の判断

(1) 文書不存在について

当審議会は、審査請求人の主張及び処分庁の主張を踏まえ、慎重に検討したところ、本件文書を不存在とする処分庁の主張内容に不合理又は不自然な点は認められなかった。他方、審査請求人の主張は、結局のところ、調査報告書が存在しないということは調査をしていないということであり、処分庁の職員の職務怠慢であるという意見にとどまり、本件文書が実際に存在すると認定するに足る証拠は、認められなかった。

(2) 申立人のその余の主張について

条例第12条に基づく本件審査請求においては、個人情報開示請求に対する非開示決定に関しての不服を申し立てるべきものであるから、審査請求人の本件事故に関する市、県、事業所等とのやり取りに係る主張及び介護保険制度に係る意見等については、本件処分との関連性が認められないため、当審議会として判断すべきものではないと考える。

(3) 以上の点から、当審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月 6日	諮問書の受理
平成29年11月 9日	第1回審議会（審議） 諮問事項の審議
平成29年11月20日	審査請求人から意見書受理
平成29年12月18日	第2回審議会（審議） 市の機関から理由説明
平成30年 1月30日	第3回審議会（審議） 審査請求人の意見陳述
平成30年 3月27日	第4回審議会（審議）